

Bi-Weekly Newsletter

Nov 13, 2019 | ISSUE 32

I. 統計資料

02

2019年税法改正案による2020～2024年の税収効果の展望

II. 産業ニュース

02

昨年の外国直接投資は史上最大値を記録

III. 最新事例・判例

03

- 財貨の供給とみなされない事業譲渡の有無（事前-2019-法令解釈付加-0617,2019.10.24.）
- 電力生産業を営む法人が、マイクロ水力発電所を譲渡して（長期借入金の一部、火災保険、退職給付引当金などを除く）申請法人が事業を承継した場合、財貨の供給とみなされない事業の譲渡に該当するか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲 (キム・サンウン) Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍 (ファン・チヨルジン) Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌 (シン・ヒョンチャン) Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫 (ノ・ヨンソク) Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李應典 (イ・ウンジン) Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善 (イ・ナムソン) Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

I . 2019年税法改正案による2020～2024年の税収効果展望

-国会予算政策処 (<http://www.nabo.go.kr/>)

主な内容

- 国会予算政策処は2019年10月24日付の2020年度総収入予算案分析資料で、2019年税法改正案の税収効果を展望した結果、2020～2024年の間に合計3,391億ウォンの税収が減少すると分析した。
- 税目別には、**所得税**は勤労所得控除の整備 (+3,772億ウォン) 、役員退職所得課税の強化 (+1,645億ウォン) などの影響で**2,779億ウォン**増加し、**法人税**は生産性向上施設投資税額控除率の一時引き上げ (△5,582億ウォン) 、創業中小企業税額減免業種の拡大 (△685億ウォン) などによって**5,961億ウォン**減少し、その他税目では非上場株式に対する証券取引税率引き下げ (△1,038億ウォン) 、老朽車交替時の個別消費税などの減免 (△522億ウォン) などにより**572億ウォン**減少すると見通した。

累積法	2020	2021	2022	2023	2024	合計
合計	△1,496	△5,924	△1,561	△1,335	6,926	△3,391
所得税	646	410	388	641	693	2,779
法人税	△538	△6,012	△2,252	△2,307	5,148	△5,961
付加価値税	△756	54	106	97	862	363
その他	△848	△377	197	234	223	△572

II . 昨年の外国人直接投資は史上最大値を記録

-産業通商資源部報道資料 (<http://www.motie.go.kr>)

主な内容

- 産業通商資源部は、聯合ニュースが2019年11月7日に2019年上半年外国人投資 (Foreign Direct Investment、以下'FDI') が急減し、米国、日本、中国より低調だったと報道したことに対し、2019年上半年のFDIの実績 (99億ドル、前年比△37.3%) は、歴代最高実績を記録した前年*と比較したため相対的に大きく減少したように見えるが、現政府のスタート以来、韓国FDIはグローバルFDIが3年連続減少**する中でも2018年は269億ドル（申告基準）で史上最大値を記録するなど、上昇が続いていると反論した。

* 18年上半年にはGMコリア (36億ドル) などの大規模投資プロジェクトで類例のない高い実績 (157.5億ドル) を記録

** グローバルFDI推移 (単位：兆ドル) : ('15) 2.03 → ('16) 1.92 → ('17) 1.50 → ('18) 1.30 (年平均△13.8%)

- また産業通商資源部は、2019年上半年実績は、10年平均値 ('09～'18年) の84億ドルを上回るだけでなく歴代上半年実績の中で4位に該当する値で、現政府のスタート以来、FDIは2年間 ('17～'18年) の年平均が249億ドルで、過去'13～'16年の年平均189億ドルより高い実績を見せていると述べた。
- なお、在韓外国商工会議所（欧州商工会議所、ソウルジャパンクラブ）が建議した勤労条件、環境規制などの企業の苦情事案については国会で法案を議論しているなど、持続的に改善のために努力していると説明している。苦情事案の解決策としていかなる方策が提示されるのか推移を見守る必要があると思われる。

III. 最新事例・判例

-辞典-2019-法令解釈付加-0617,2019.10.24.

1. 爭点

- 電力生産業を営む法人がマイクロ水力発電所を譲渡して（長期借入金の一部、火災保険、退職給付引当金などを除く）申請法人が事業を承継した場合、財貨の供給とみなされない事業の譲渡に該当するか。

2. 事実関係

- 電力生産業を営む譲渡法人は申請法人にマイクロ水力発電所を譲渡するという事業譲受契約を締結した。
- 譲渡法人は法人自体を売り渡そうとした。しかし申請法人は、偶発債務の承継が懸念されることから、個別に資産と負債、権利と義務のみを受け継ぐ方式で買収した。承継した資産・負債および権利・義務と承継しなかったものは下記の通りである。

承継	土地、発電用構築物、発電用機械装置、発電所で使う車両（事務用乗用車除外）、発電所用備品・施設装置、金融機関の長期借入金一部（4,398百万ウォン）、電気（発電）事業許可権、発電所関連河川占用許可権、発電所に係る取引中の取引先の取引保障、発電所関連財貨・役務の瑕疵に関する権利と義務
承継除外	預金、前払費用、その他保証金、預り金、仮受金、事務用乗用車1台、発電所に対する火災保険、未払金、未払費用、長期借入金（金融機関の一般借入金）、退職給付引当金（従業員は個別協議により新規採用方式で既存4人のうち2人採用）、その他偶発債務

3. 回答内容

- 電力生産業を営む法人がマイクロ水力発電所を譲渡して、申請法人が未収金、未払金、金融機関の借入金一部、従業員の一部および火災保険などを除いて事業用土地および建物、有形・無形資産、棚卸資産、電気発電事業許可権などの権利、取引先の情報など、その事業に関する主な権利と義務を包括的に承継し、事業の同一性が維持される場合には、付加価値税法第10条第9項第2号および同法施行令第23条により財貨の供給と見ない事業の譲渡に該当する。

4. 関連法令など

● 付加価値税法第10条【財貨供給の特例】

⑨次の各号のいずれかに該当するものは財貨の供給と見ない。

2. 事業を譲渡するものとして大統領令で定めるもの。ただし、第52条第4項によりその事業を受け継ぐ者が対価を支給する際にその対価を受領した者から付加価値税を徴収して納付した場合は除く。

● 付加価値税法施行令第23条【財貨の供給と見ない事業譲渡】

法第10条第9項第2号本文において“大統領令で定めるもの”とは、事業場別（省略）にその事業に関する全ての権利と義務を包括的に承継させるもの（省略）を意味する。この場合、その事業に関する権利と義務のうち次の各号のものを含まずに承継させた場合にもその事業を包括的に承継させたと見る。

1. 未収金に関するもの

2. 未払金に関するもの

3. 該当事業と直接関連のない土地・建物などに関するものとして企画財政部令で定めるもの